

information

保育施設利用のご案内



この案内には、宝塚市の保育施設利用に関する手続き方法等について記載しています。
内容をよく読んで手続きをしてください。

目次

- P.01～02 ---- 保育所利用の概要
- P.03～04 ---- 入所申込み
- P.05～06 ---- 認可保育施設一覧
- P.07～11 ---- 保育所利用選考
- P.12～18 ---- 各種利用料
- P.19～21 ---- 保育内容・特別支援保育・休日保育
- P.22 ---- 認可保育所申請チェックリスト
- P.23～24 ---- 指定保育所
- P.25～26 ---- 企業主導型保育事業
- P.27～29 ---- その他の保育制度

MEMO

発行日：令和7年9月8日
発行元：宝塚市役所 保育事業課
〒665-8665
宝塚市東洋町1番1号
TEL：0797-77-2037

入所資格

次の両方に該当することが必要です。

- ・保護者の住民票が宝塚市にあり、実際に居住している
- ・保護者のいずれもが「保育の必要性」があり家庭で児童の保育ができない

集団生活を経験させるため・友達を作るためという理由だけでは入所できません。

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

下記内容を満たさない場合は、原則保育の必要性としては認められませんのでご注意ください。

申込み理由	保護者の状況	入所可能な期間
就労 ※1	家庭内外において、月64時間（休憩時間含む）以上の労働に常態的に従事	小学校就学前までの期間
出産の前後	次のいずれかの状況のため1か月以上にわたり保育ができない （ア）母親が妊娠中 （イ）母親が出産後	（ア）妊娠中 →妊娠中であれば期間の制限なし。 （イ）出産後 →出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
疾病負傷等	疾病、負傷等による入院、通院、療養又は身体、精神の障碍（がい）等により、1か月以上にわたり保育ができない	診断書等に基づく期間
疾病等の介護・看護（別居を含む）※1	親族の疾病の介護又は通園の付き添い等のため1か月以上にわたり月64時間以上 保育ができない	診断書等に基づく期間
災害の復旧	火災等の災害復旧のため、1か月以上にわたり保育ができない	災害復旧に必要な期間
就労予定	入所後3か月以内に就労するとの誓約がある	入所後3か月以内（就労すれば、小学校就学始期までの保育が必要な期間）
通学 ※1	大学、専門学校、職業訓練学校等に通学している（趣味の講座、カルチャースクール、通信教育等は対象外）	通学終了までの期間
多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童含め4人以上いる（父・母いずれか1人のみに適用）	左の要件を満たす期間
育児休業中の継続入所 ※2	すでに保育施設に入所している児童 ⇒入所後に当該児童以外に係る育児休業を取得した場合は、育児休業の間、引き続き入所が可能 保育施設入所申込み中の児童 ⇒保育施設に入所した場合は、入所日から2か月以内に育児休業からの復職が必要（自営業者、その下で勤務されている方は取り扱いが異なる場合があります）	育児休業中の期間
その他	児童相談所等の関係機関より保育施設への入所配慮要請があった世帯	必要な期間

※1）「就労」と「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、「就労」と「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間（自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く）を含めることができます。

※2）「育児休業からの復職」とは、育児休業を取得している勤務先に復帰し、実際に勤務していることを指します。

保育施設

宝塚市内の保育施設には以下の種類があります。

施設の種類	対象年齢	施設の概要	施設の区分
保育所・保育園	0歳から小学校就学まで	保護者の就労等で家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。	認可保育施設 宝塚市が受付や入所者の決定を行います。  詳細は、P.03～
認定こども園（保育所部分）	1歳から小学校就学まで	教育・保育を一体的に行う施設で1つの施設に幼稚園部分と保育所部分があります。この冊子では保育所部分を対象に案内しています。 ※3歳以上の児童で認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、園に直接お申込みください。	
小規模保育事業所	1歳から2歳まで	定員が19人以下の小さな施設できめ細やかな保育を行います。3歳児以上は連携施設へ転所となります。	
指定保育所	0歳から小学校就学まで	認可外保育施設ですが、一定の保育水準を満たし市が運営を助成している施設です。上記3種類の認可保育施設に入所するまでの期間のみ入所することもできます。	認可外保育施設 各保育所が受付や入所者を決定します。  詳細はP.23～
企業主導型保育事業所	施設により異なる	一般事業所の従業員のための認可外保育施設ですが、若干名を地域枠として受け入れています。	

入所までの流れ



- ・未内定や内定キャンセルの場合は、自動的に翌月の入所選考を行います。（再度の申込みは不要です。）
- ・支給認定証が必要な場合は、保育事業課へご連絡ください。
- ・内定をキャンセルをした場合は、次月以降の選考で減点等はいませんが、①内定キャンセルの取消不可②未入所証明書の発行不可になりますのでご承知おきください。
- ・保育施設を利用する必要がなくなった場合は申込み取り下げのご連絡をお願いします。

支給認定

入所を希望する施設、保育の必要性の有無及び子どもの年齢に応じて、次の3つの認定区分が設けられています。申込み後、市が認定します。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な保育施設	保育の必要量
1号	3～5歳	なし	新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	【教育標準時間】 1日4時間を基本
2号		あり	保育所、認定こども園（保育所部分）	【保育標準時間】 1日11時間以内 【保育短時間】 1日8時間以内
3号	0～2歳		保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所	

※認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は3月31日時点の年齢で決まります。

※小規模保育事業所の満3歳は2号認定になります。

※保育の必要性がない1号認定の方で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）への入園をご希望の方は、希望施設の所定の申込書により各施設へ直接お申込みください。

受付場所

市役所 1階 保育事業課

郵送・サービスステーション・サービスセンターでの申込みはできません。

受付時間

9:00～17:30

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

申込み期限

5月～12月入所

入所希望月の前月の **10** 日※

1月～4月入所

11 月 **30** 日※

※土日祝と重なる場合は、直前の市役所開庁日

- ・出生の届け出後であれば、入所を希望する時期の1年前から受付可能です。
※4月入所に限り、出生前でも申込みが可能です。
- ・変更申請を行う場合も、上記期限までに行ってください。
- ・**3歳児クラス以上の特別支援保育を要する方は、4月入所のみです。**
※発達面等で気になることがある場合、特別支援保育の有無について、子ども発達総合相談の専門医による判断が必要となります。詳細はP.20をご確認ください。

締切日の17:30までに保育事業課に提出してください。

追加書類を郵送する場合は、必着です。

郵便事故等による延着等いかなる理由も考慮できません。

必要書類

すべての方に必要な書類

様式欄に **HP** の表記がある書類は、右の2次元コードからダウンロード可能です。
宝塚市様式のものでご用意ください。



必要な書類	その他	様式
入所申込書兼認定申請書	氏名や希望施設等の基本的な情報を記入する書類です。	窓口
児童調書	入所を希望するお子様の健康面を確認する書類です。 母子健康手帳等を参考に記入してください。	窓口 HP
保育の必要性を証明する書類	保護者の方の保育の必要性に応じてご用意ください。(右ページ参照)	

必要に応じて提出を要する書類

状況	必要な書類	その他	様式
転入予定の方	①転入誓約書 ②世帯全員の住民票	転入手続き後に、 家庭状況変更届をご提出ください。	窓口 HP
ひとり親の方	以下のいずれかの書類が必要です。 ①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類 ※調停中の場合は、裁判所からの調停申し立て受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、離婚成立後に①～③の離婚の成立がわかる書類をご提出ください。	家庭状況に変更がある場合は、 家庭状況変更届をご提出ください。	
保育士又は幼稚園教諭の方	①保育士又は幼稚園教諭の資格証明書・免許状の提出届 ②保育士資格証明書又は幼稚園教諭免許状の写し	選考における加点が可能	窓口 HP
すでに保育施設に入所中※のお子様	在園(所)証明書 ※市内外認可外保育施設・市外認可保育施設・認定こども園(2・3号)・企業主導型(地域枠・従業員枠)・職場の託児施設等に入所中又は内定	選考における加点が可能	窓口 HP
配慮が必要な病気をもつお子様	医師の意見書	【配慮が必要な病気】 心臓病・腎臓病・てんかん・アトピー性皮膚炎・喘息・骨疾患など ※生後6か月未満で入所する児童は、入所内定後に医師の意見書の提出を求めます。	窓口 HP
出生前申込みの方 (4月入所のみ)	①出生前申請申立書 ②妊娠証明書(母子手帳など)	対象となる方は11/1-翌年3/4までに出生するお子様です。 出生後に、①出生証明書②児童調書の提出が必要です。	窓口 HP

保育の必要性に応じて必要な書類

申込み理由	必要な書類	その他	様式
就労	就労証明書 ※内定状態の場合、就労後の内容で再提出が必要です。 ※有期雇用の場合、雇用期間のみの認定となります。雇用期間が延長される度に就労証明書の提出が必要です。ただし、継続認定で就労証明書を提出いただく場合は、契約が更新予定である旨の記載があれば、雇用期間終了後の再提出は不要です。	※法人格のない自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下①～④いずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②営業許可証 ③確定申告書（第一表・第二表） ④取引先との契約書	窓口 HP
出産の前後	①母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所) ②誓約書(出産)		窓口 HP
疾病負傷等	いずれかの書類が必要です。 ・医師の診断書(宝塚市所定の様式) ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳		窓口 HP
疾病等の介護・看護(別居を含む)	①介護・看護申立書 ②身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)のいずれか1点		窓口 HP
災害の復旧	罹災証明書		
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)		窓口 HP
通学	①在学証明書(又は学生証) ②時間割表		
多子家庭	申立書		窓口
育児休業中の継続入所	①就労証明書 ②育児休業からの復職誓約書(宝塚市所定の様式)		窓口 HP

希望保育施設

01：希望できる施設数は10か所までですが、各月の選考で内定を出せるのは1施設のみです。



各月の選考において、内定が出せるのは1施設のみです。複数内定が出ている場合でも、ご案内するのは内定している施設の中で最も希望順位が高い1施設のみです。内定施設の中から選択することはできません。

下位の希望順位の施設に内定後に、上位の希望施設にキャンセルが出て繰り上がったとしても、内定施設の変更はありませんのでご注意ください。

02：入所後は、保育施設を変えることが困難です。慎重に検討してください。

保育方針や取り組み、保育料以外の費用などは施設によって異なります。入所後のミスマッチを防ぐために、実際に通園が可能かどうかなども含めてご希望の保育施設を事前に見学し、確認していただくことを推奨します。

見学は、各施設に事前に問い合わせいただいた上で見学をしてください。

【ご注意ください】

- ・連携施設がある施設については、卒園後に連携施設へ進級します。通園場所が変わりますのでご注意ください。
- ・分園や小規模保育事業所は、土曜日など利用児が少ない場合、本園や連携園で保育をする場合があります。事前に施設にご確認ください。



03：市外の市区町村への保育施設への入所も可能です。

必要に応じて、保育事業課を通じて他の市区町村の保育施設への入所申込みが可能です。

ただし、以下の点に留意してください。

- ・申込み先の市区町村の承諾がなければ入所はできません。
- ・申込み期限や必要書類が宝塚市とは異なる場合がありますので、事前に希望する市区町村にお問い合わせください。
- ・一度入所が決定しても、毎年の入所更新申請が必要です。卒園までの利用が保証されるわけではありません。



認可保育施設一覧

保育所・保育園

保育所名	設置	定員	所在地	電話番号 F A X	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	駐車場の 台数	特別支援 保育	一時 預かり	連携施設	
米谷保育所	公立	170	今里町1－1	0797－84－5461 81－2717	57日目～ 就学まで	7時～19時	近隣施設 の駐車場 あり	○			
川面保育所		90	川面5丁目19－1	0797－87－3240 81－6488			なし	○			
わかかさ保育所		180	高司1丁目4－32	0797－71－7130 77－3096			5	○	○		
逆瀬川保育所		70	逆瀬川1丁目7－11	0797－71－8357 71－6640	6ヶ月～ 就学まで		なし	○			
めふ保育所		120	売布1丁目7－1	0797－84－6434 81－2718	57日目～ 就学まで		緊急車両 用のみ	○			
平井保育所		60	平井6丁目3－35	0797－89－4141 82－2122	6ヶ月～ 就学まで		近隣施設 の駐車場 あり	○			
安倉中保育所		60	安倉中3丁目2－1	0797－84－2313 84－2382			なし	○			
バラホーム保育所	私立	120	小林2丁目12－34	0797－72－2109 72－2244	57日目～ 就学まで	7時～20時	5	○			
伊子志保育園		120	伊子志2丁目15－31	0797－71－1591 76－3316			6	○			
丸橋保育園		90	山本丸橋4丁目22－2	0797－88－5307 62－9000			6	○			
あひる保育園		90	安倉西3丁目1－7	0797－86－3309 86－3310			4～5	○			
宝塚さくら保育園		180	高松町13－2	0797－77－2277 77－2277			7	○	○		
やまぼうし保育園		180	中筋7丁目73－3	0797－82－2271 82－2272			16	○	○		
なかよし保育園		120	中筋2丁目10－18	0797－80－4152 80－4113	57日目～ 3歳児まで	7時～19時	7	○	○		
わかばのもり保育園		120	山本西1丁目4－1	0797－82－1280 88－6700			13	○	○		
逆瀬川あゆみ保育園		45	逆瀬川2丁目2－8	0797－77－0415 77－1145			4	○	○	野上あゆみ 保育園	
丸橋保育園 分園		30	山本野里2丁目9－11	0797－89－2975 89－2975			3			丸橋保育園	
第二あひる保育園		30	安倉中6丁目6－19	0797－85－4416 85－4417		57日目～ 就学まで	7時～19時	2			
御殿山あゆみ保育園		120	御殿山2丁目1－70	0797－85－4854 85－1400				9	○	○	
宝塚ひよこ保育園		60	美座2丁目5－7	0797－86－2757 86－2758				5	○	○	
山本南保育園		90	山本南1丁目33－5	0797－88－3111 82－2123				5	○	○	
野上あゆみ保育園		90	野上2丁目3－38	0797－76－4500 76－4441		57日目～ 就学まで	7時～20時	8	○	○	
はなみずき保育園		110	川面3丁目10－18	0797－78－8882 78－8883				13	○	○	
宝塚さくらんぼ保育園		120	小林5丁目3－39	0797－80－7200 77－0180				なし	○	○	宝塚さくらんぼ 保育園分園
宝山保育園		150	山本東3丁目7－19	0797－89－7088 89－7077				13	○	△	

ホームページ（ホームページID：1027922）にて毎月1日に各施設の空き状況を更新します。

保育所名	設置	定員	所在地	電話番号 FAX	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	駐車場の 台数	特別支援 保育	一時 預かり	連携施設
宝塚じあい保育園	私立	120	売布1丁目17-7	0797-26-8881 26-8882	57日目～ 就学まで	7時～20時	14	○	○	
仁川ウエル保育園		120	仁川団地4-15	0798-51-3133 0798-57-2356			23	○	○	
宝塚COCORO保育園		140	中筋4丁目11-19	0797-89-5517 89-5622			5	○	○	
川面ちどり保育園		120	川面3丁目24-13	0797-26-8156 26-8157			3 利用制限あり	○	△	
はなみずき保育園 分園		90	南口1丁目7-21	0797-80-7660 73-6601	4歳児～ 就学まで	7時～19時	9	○		
やまぼうし保育園 分園		90	長尾町2-14	0797-80-7000 80-0002			7	○		
クレア・サン保育園		120	山本丸橋2丁目117	0797-88-6224 88-6234		7時～20時	5	○	○	
宝塚仏光保育園		120	山本東2丁目6-21	0797-26-7166 26-7177			3	○	○	
宝塚さくらんぼ保育園 分園		90	小林5丁目2-31	0797-26-7744 26-7840			なし	○		
そらとはな保育園		60	梅野町1丁目1-2	0797-84-8788 84-8750	57日目～ 就学まで		なし	○	○	

- 各保育施設の駐車場の詳細（利用方法、利用時間帯、場所等）については、直接各保育施設にお問い合わせください。
- 逆瀬川あゆみ保育園については、4歳児クラス以降も保育の継続を希望される場合は、4歳児クラスより野上あゆみ保育園にて受け入れます。
- 丸橋保育園分園については、3歳児クラス以降も保育の継続を希望される場合は、3歳児クラスより丸橋保育園にて受け入れます。
- 宝塚さくらんぼ保育園については、4歳児クラス以降も保育の継続を希望される場合は、4歳児クラスより宝塚さくらんぼ保育園分園にて受け入れます。
- 一時預かりが△の園は、一時預かりを現在休止している園です。

私立認定こども園

施設名	設置	定員	所在地	FAX	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	駐車場の台数	特別支援 保育	一時保育
自然幼稚園	私立	100	川面5丁目15-9	0797-86-2281 86-6956	1歳児～ 就学まで	7時～19時	11		
めぐみ学園幼稚園		45	小林3丁目7-45	0797-72-6151 72-9870			8		
逆瀬川幼稚園		55	伊子志1丁目4-50	0797-77-0693 77-0697			5		

- 認定こども園の定員は2・3号認定の利用定員であり、施設全体の定員ではありません。また、定員は変更する可能性もあります。

小規模保育事業所

3歳児クラス以降も保育の継続を希望される場合は、3歳児クラスよりそれぞれの連携施設にて受け入れます。

施設名	設置	定員	所在地	電話番号 FAX	保育年齢	開所時間 (延長保育含)	駐車場の 台数	特別 支援 保育	一時 保育	連携施設
小規模保育園月と星	私立	19	中筋6丁目13-34	0797-82-1677 82-1670	1歳児～ 2歳児まで	7時～19時	4			やまぼうし 保育園
宝山第2保育園		19	山本中2丁目13-50	0797-88-4152 88-4162			4			宝山保育園
宝塚ちいさなCOCORO		19	中筋8丁目12-40	0797-89-6000 89-6003			4			宝塚COCORO 保育園

選考について

保育の必要度を点数化し、点数により入所選考を行います。

基礎指数（保育の必要性の事由による点数）



父の基礎指数

+



母の基礎指数

+

調整指数（家庭状況による点数）

育休からの復職・・・・・・・・・・+ 3点
ひとり親世帯・・・・・・・・・・+16点
兄弟が市内認可施設在園・・・・+ 6点
認可外施設に在園中・・・・・・・・+ 5点
きょうだい同時申請・・・・・・・・+ 2点
双子同時申請・・・・・・・・・・+ 2点



・・・など

同一保育施設への申込みが多数ある場合は、
順位が高い方から利用可能な保育施設をご案内します。

⚠ご注意ください⚠

- 入所審査順位は、変動することがあります。
各月の選考ごとに選考対象者が変わるため、点数の高い児童の申込みがあった場合や、すでに入所申込みをしている児童の保護者の就労形態や家庭状況の変化で変動することがあります。
- 必要書類を提出しないと点数が低くなってしまいます。
入所申込みに関する証明書類が申込み期限までに提出できない場合は、「保育施設入所順位基礎指数表(P.09)」の点数が証明書未提出（1点）となります。
- 児童の健康状態や保護者の状況に応じて、入所の承諾を行わない場合があります。
集団生活を行う上で特別な支援が必要な場合や、安全に保育を実施するために保育施設が環境を整えることができない場合は、承諾を行わない可能性があります。
- 内定後に、他の方の内定キャンセル等により希望順位が上位の保育施設に欠員が生じたとしても、希望順位が上位の保育施設の選考は行いません。
1人の選考結果が他の多くの方に影響を及ぼすため、再選考は行えません。
希望する園を記入する際は、十分にご注意ください。
- 兄弟姉妹2人以上で申込みの場合は、兄弟姉妹の申請条件（入所時期・入所先）を満たす場合のみ内定します。※
申請時にご希望いただいた兄弟姉妹の入所時期・入所先の条件をもとに選考を行います。
※同時に特別支援保育を申し込んでいる兄弟姉妹がいる場合はこの限りではありません。

兄弟姉妹の申請条件について

代表的な兄弟姉妹の条件についてご案内いたします。

その他の条件に関しましては、入所申込書兼認定申請書の裏面をご確認ください。

組み合わせ	内容	メリット／デメリット
1-A	同じ月に、同じ施設に入所できないならば、入所案内は不要。	- 理想形の入所 - 内定が出にくい
2-B-a	片方だけでも内定がでるなら入所案内が必要。 2人とも内定がでるなら、希望順位が低くても同じ施設が望ましい。	- 内定が出やすい - 希望順位が高い園への内定の可能性が下がる
2-B-b	片方だけでも内定がでるなら入所案内が必要。 2人とも内定がでるなら、別施設でも良いので希望順位が高い施設が望ましい。	- 内定が出やすい 2-B-aよりも別園の可能性が高くなる



01：申込みは年度ごとに必要ですか？

不要です。一度申請した申込みは、就学時まで保護者の方が取り下げない限り有効です。
入所希望月に入所が叶わなかった場合は、翌月以降も毎月選考を行います。
幼稚園に入園される等、保育施設を利用する必要がなくなった際は、申請の取り下げをお願いします。



02：入所の予約はできますか？

申込みをされるタイミングでご希望の施設に空きがあったとしても、予約はできません。
入所希望月になって初めて入所審査の対象となります。
それまでは申込みの保育施設に空席があってもご案内はいたしません。



03：育児休業中に上の子を保育所に預けることはできますか？

上の子がすでに保育所等に在籍していて、育休後に一度復職していれば、下の子の育休中も預け続けることができます。
ただし、下の子が保育所に入所する場合は、入所日から2か月以内の復職が必要です。
一方で、上の子が待機中などで自宅保育をしていた場合は、下の子の育休を取得しながら、上の子だけを保育所に入所させることはできません。この場合、育休中のままでは上の子に保育の必要性が認められないため、上の子の入所日から2か月以内に復職が必要です。復職のためには、下の子の預け先も探す必要があるため、現実的には難しいといえます。



04：祖父母が同居していても、保育施設の入所申込みはできますか？

可能です。
・祖父母との同居が入所に不利になることはありません。（1人親の場合は、別居による加点あり）
・父母の収入により同居祖父母等の市町村民税額で保育料を決定する場合があります。



05：将来宝塚市に転入予定ですが、保育施設の入所申込みはできますか？

可能です。但し、通常の申請書類に加えて、世帯員全員が確認できる現在の住民票の提出が必要です。
また入所内定しても、入所月の初日までに保護者の住民票と居住実態が宝塚市にない場合は、入所を取り消します。



06：点数が同点の場合はどうなりますか？

点数が同じ場合は、システムがランダムで同点の方の順位を決めます。



07：希望保育施設の希望順位の違いは何ですか？

複数の保育施設で内定した場合は、最も上位の希望園のみ入所内定となります。
選考はすべて点数制で行うため、他の選考対象者の希望順位は関係ありません。



08：転職した場合や、転居等家庭状況が変わった場合、どうすればいいですか？

就労形態や家庭状況が変化した場合、点数や待機順位が変わることがありますので、必ず保育事業課に連絡願います。
また、点数の加点は、就労証明書等の確認書類の提出があった時点からとなります。
入所日時点で、点数が減点となる就労形態や家庭状況に変化している場合は、内定を取り消す場合がありますので、変更になった時点でご連絡ください。



09：育児休業の延長をする場合の手続きを教えてください。

育児休業の延長には、以下の手続きが必要です。

（１）保育施設への申込み

- ・一般的にはお子様の1歳のお誕生日月の入所申請が必要です。
（月によって申請期限が異なりますのでP.03をご参照ください。）
- ・入所申込書の写しが必要ですので、申請される際にお申し出ください。

（２）「未入所証明書」の受け取り

選考結果として入所できなかった場合、「未入所証明書」をお送りします。

（３）勤務先へ育児休業延長を申請

入所申込書の写しに「未入所証明書」を添えて、勤務先に育児休業延長の手続きを行ってください。
会社によって提出期限や様式が異なりますので、事前にご確認ください。

【ご注意ください】

- ・保育所の申込みをしていない場合や、内定キャンセルした場合は、未入所証明書を発行できません。
- ・入所申込みをされる以上、入所内定する可能性はあります。予めご了承ください。
- ・必ず申込み受付期間や必要書類をご確認のうえ、余裕をもってお手続きください。

保育施設入所順位基礎指数表

保護者の方の保育の必要性に応じた基礎指数です。父母それぞれに該当する指数の最も高い1項目のみ適用します。
 父母のどちらかがいない場合の指数は、いない方の親の指数を0とし、右表の「父母のどちらかがいない場合」の16点を加点します。
 ただし、両親ともいない場合は、養育者の保育の必要性に応じた指数とします。

	類型			適用条件	父	母
01	家庭外労働・家庭内労働・通学			週4日以上かつ1日7時間（休憩時間含む）以上、就労又は学校に通学している者(産前産後休暇・育児休業中の場合は復職後の勤務時間）	10	10
	※月64時間以上の基準は、就労・通学の時間（通学の場合、自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く）と介護の時間の合算を認め、合算する場合は一番指数の低い項目を適用する。			月64時間（休憩時間含む）以上※、就労又は学校に通学している者（産前産後休暇・育児休業中の場合は復職後の勤務時間）	6	6
02	出産の前後		単胎	単胎児を妊娠している者	－	12
			多胎	多胎児（双子等）を妊娠している者	－	14
03	疾病負傷	入院			15	15
		家庭内療養	常時安静	常時安静と診断された者	12	12
			一般加療	加療が必要と診断された者	6	6
		通院		比較的軽度であるが定期的に通院が必要と診断された者	3	3
04	障害（がい） ※要介護認定を受けた者とは、介護保険法に定める要介護認定を受けた者をいう（要支援認定は該当しない）。			障害者手帳1・2級（身体又は精神）、療育手帳Aの交付又は要介護4・5の認定を受けた者※	8	8
				障害者手帳3・4級（身体又は精神）、療育手帳Bの交付又は要介護1・2・3の認定を受けた者 ※	4	4
05	介護	入院者の介護		月64時間以上、入院者の介護をしている者	7	7
		通園等の付添		月64時間（通園中、通園先での付き添いの時間及び通園先で待機する時間を含む）以上、身体・知的障害（がい）者施設（療育等の障害（がい）者を対象とした施設を含む）への通園付き添いをしている者	6	6
		同居・別居介護	身体・知的障害（がい）者介護	月64時間以上、障害者手帳1・2級（身体又は精神）、療育手帳Aの交付又は、要介護4・5の認定を受けた者を介護している者 ※要介護認定を受けた者については障害（がい）の項目と同様	4	4
				月64時間以上、障害者手帳3・4級（身体又は精神）、療育手帳Bの交付又は、要介護1・2・3の認定を受けた者を介護している者 ※要介護認定を受けた者については障害（がい）の項目と同様	2	2
			疾病・負傷介護	月64時間以上、常時臥床・要安静と診断された者を介護している者	6	6
				月64時間以上、一般加療者の介護をしている者	3	3
06	災害復旧				10	10
07		通学		月64時間未満の通学の場合	1	1
08	その他	求職中	就労内定	就労予定時間に基づく基礎指数 （就労開始予定日が入所希望月の初日以前の就労証明書が提出できる場合）		
就労予定				1	1	
09		多子家庭		就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童を含め4人以上いる場合	－	4
10	証明書未提出			上記いずれの証明書也未提出の場合	1	1
					小計	

保育施設入所順位調整指数表

家庭状況に応じた調整点数です。該当する項目が複数あれば複数適用 ※但し保育業務従事者による加点は、いずれか1項目のみ市内認可保育施設からの転所申請については、★の項目に該当があれば適用します。

区分		適用条件	指数
父母の状況	1人親	父母のどちらかがいない場合 ※父又は母が死亡、離別、行方不明の場合をいう。	16
	1人親	父母のどちらかがいない場合で、祖父母と同居していない場合	3
	育休復職	父又は母が産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合 ※育児休業については、就労証明書に育児休業期間の記載がある場合のみ適用する。 ※産前産後休暇・育児休業に関する加点は、入所希望月初日が休職期間内又は休職期間終了日翌日の場合のみとする。 ※自営業者、その下で勤務する保護者については、就業規則等の客観的に判断できる資料の提出がある場合に限り適用する。	3
	単身赴任	父又は母が単身赴任・他の土地での住込み就労等により、常時当該家庭にいない場合	1
	失業	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 ※父母ともに就労予定、又は母子父子家庭で就労予定の場合をいう。	3
	生活保護	生活保護の適用がある場合	6
	保育業務従事者 (1人1項目のみ)	(1) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する保護者が、教育・保育施設、地域型保育事業所又は認可外保育施設において保育業務に従事する場合	2
		(2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する保護者が、 <u>宝塚市内</u> の教育・保育施設、地域型保育事業所又は認可外保育施設において保育業務に従事する場合	5
当該児童の状況	月極で認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業・宝塚市指定保育所・企業主導型保育所・認可外保育所へ入所している場合 ※月極の定義は「1日4時間以上の利用が週4日以上又は月13日以上」とする。 ※一時預かりは加点にならない。 ※入所内定の場合は、利用開始日が入所選考月の初日以前の場合に限る。 ※在園（所）証明書（宝塚市指定保育所の場合は入所届出書でも可）の提出が必要。 ※在園点は、認可保育施設に入所する前日まで継続して在園していないと加点は持続できない。		5
兄弟姉妹の状況	(1)	兄弟姉妹が宝塚市の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所に在園している場合 ※兄弟姉妹が卒園・退園（所）したときには適用しない。	6
	(2)	兄弟姉妹が同時に宝塚市の認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業所に入所を希望する場合 ※兄弟姉妹が卒園年齢に達したときには適用しない。	2
	(3)	(2)において兄弟姉妹が申請児童との多胎児（双子等）の場合	2
保育施設の状況	児童の在籍する宝塚市の保育施設等が廃園となる等、就学前までの保育が継続できない場合 ※当該申込者の入所が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。		※
その他	児童相談所等の関係機関より保育施設への入所配慮要請があった世帯 ※児童の在籍する宝塚市の保育施設等が廃園となる申込者を除き、他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。		※



選考指数について

「何点で内定できますか？」とのご質問をよくいただきますが、ご希望の園の地域の出生数や、同じ園を希望されるご家庭の状況によって毎年変動があるため、点数による明確な基準はお伝えできません。
また、点数からご家庭の状況が推測される可能性があるため、各園の内定最低点なども公表しておりません。ご了承ください。



小計

合計

入所案内

入所内定の場合

4月入所

1～3月の間にかけて文書にて案内

5～3月入所

入所月の前月の17日以降電話にて案内



内定を辞退される場合は、次の順位の方へご案内するため、できるだけ速やかにご回答ください。

【入所案内後の流れ】



内定連絡



入所面接（市）



園面接



入所

【ご注意ください】

- ・ 保育施設の面接を受けていただいた後に、入所の承諾を正式に決定します。
- ・ 児童の健康状態を確認した結果、保育施設での集団保育が行えないと判断した場合は、入所内定を取り消します。

入所保留の場合

内定しなかった方には、入所希望月の初月のみ保育施設に入所できない証明書を送付します。

- ・ 発送は希望月の前月末の開庁日です。お急ぎの場合は発送日に市役所で手渡しも可能です。
- ・ 希望月の翌月以降は通知がありませんが、電話や窓口で確認できます。
- ・ 保育施設の利用が不要な場合は、取り下げの連絡をお願いします。

内定後にキャンセルした場合・申請をしていない場合は、入所できない証明書は発行されません。

入所内定したにもかかわらず、入所をキャンセルされた場合は、内定保育施設の希望順位を問わず、入所できなかった証明の発行はできません。入所内定は入所日の直前に決まる場合もありますが、そのような場合であっても、入所できなかった証明の発行はできません。入所申込みをされる以上、入所内定する可能性はあります。予めご了承ください。

育児休業の延長手続きなどに必要であったとしても発行できませんのでご注意ください。

希望月の翌月以降分の入所できない証明が必要な方は申請が必要です。

「保育施設未入所証明願い」を提出してください。右記の2次元コードより電子申請も可能です。



入所後の書類提出

支給認定の事由により入所後に提出を要する書類がありますので速やかにご提出ください。

書類が提出されない場合や、要件を満たさない場合は退所となりますのでご注意ください。

事由	依頼事項
育児休業の方	復職の確認のため、復職後に就労証明書を提出してください。 入所日より2か月以内に育休前と同じ雇用元に、同じ労働条件での復職が必要です。 ※派遣社員の場合は、同じ派遣元で復職してください。派遣先は問いません。 同じ雇用元に復職しない、又は時短勤務等により選考時の点数区分を満たさない場合は退所となる可能性があります。
求職中の方	（就労内定の就労証明書を提出済の方） 就労の確認のため、勤務開始後に就労証明書を提出してください。 申込み時に提出した就労証明書の勤務時間より勤務時間が短くなり選考時の点数区分を満たさない場合は退所となる可能性があります。 （就労予定の方） 就労の確認のため、勤務開始後に就労証明書を提出してください。 入所日より3か月以内の就労が必要です。
転入予定の方	転入後に家庭状況変更届を提出してください。 保育料等算定のため、保護者の税に関する資料を求めることがあります。

入所日

毎月の初日です。

※保育施設の年齢の考え方は小学校と同じ学年制となっており、前年度3月31日時点の年齢となります。



ならし保育

入所後しばらくは児童が保育施設・集団生活に慣れていただくため、児童の適応状況に合わせて通常の保育時間より短い時間を保育する「ならし保育」を行います。ならし保育の期間は児童の年齢や慣れの状態により変わります。送迎時間が通常と異なるため保護者の勤務先などと調整が必要となりますのでご注意ください。

なお、ならし保育の期間中も保育料は1か月分全額がかかりますのでご注意ください。

保育時間

保育所（園）

区分	施設が利用できる時間
保育標準時間	7:00～18:15のうち、保育が必要な時間
保育短時間	8:30～16:30のうち、保育が必要な時間

私立認定こども園・小規模保育事業所

区分	施設が利用できる時間
保育標準時間	7:00～18:00のうち、保育が必要な時間
保育短時間	各施設が定める1日8時間以内の時間帯のうち、保育が必要な時間 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設：8:30～16:30のうち、保育が必要な時間 ・めぐみ学園幼稚園：7:00～15:00のうち、保育が必要な時間

※保育が必要な時間とは、勤務時間・通勤時間・送迎時間など、保育の必要性の事由に関連する時間です。

買い物・リフレッシュ・きょうだい児の習い事の付き添いなど、保育の必要性の事由と直接に関係のない時間は含まれません。

※勤務の都合上やむをえない事情がある場合は、19:00まで（一部の保育所は20:00まで）延長できます。

別途、延長保育料がかかります（P.17～18参照）。

保育料について



保育料は月初に在籍していれば、欠席でも1か月分が必要です。

※児童の負傷や疾病で連続して28日以上長期欠席や産休明けの途中入所の場合は、日割りで減額されます。

幼児教育・保育の無償化について

- ・3歳児クラスから小学校就学前の児童及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は保育料が無償となります。
- ・保育料は当該年度の前年度の3月31日の児童の満年齢によって決定します（年度途中で誕生日を迎えても変更になりません）。

保育料の決定方法について

- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯でない児童の保育料は、保護者の市町村民税所得割額によって以下のとおり決定します。
 - ① 4月～8月の保育料・・・前年度の市町村民税額に基づき決定
 - ② 9月～3月の保育料・・・当年度の市町村民税額に基づき決定
- ・市町村民税所得割課税額は税額控除（寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除など）適用前の税額で算定します。
- ・父母お二人とも総所得48万円以下（給与と所得のみの場合は給与収入103万円以下）の方で、祖父母、曾祖父母と同居している場合は、家計の主宰者を祖父母、曾祖父母とみなし、祖父母、曾祖父母の収入を勘案して保育料を決定します（世帯分離していても同居していれば対象です）。

税額のわかる資料を提出いただけない場合は、最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

- ・転入の方は個人番号（マイナンバー）を用いて、1月1日に在住していた市町村から市町村民税関係情報を取得し、決定します。ただし、未申告などにより個人番号を用いた保育料決定ができない場合は、税申告や課税証明書の提出を求められることがあります。
- ・1月1日時点の住所地が海外の方は市町村民税の課税はありませんが、海外で得た収入も含めて1年間の市町村民税額を推定して算定します。該当する場合は「海外所得にかかる証明書兼申立書」に必要書類を添付し、保育事業課までご提出ください。様式は保育事業課又はホームページにあります。（ホームページID 1009438）

保育認定（２・３号認定）の月額保育料

特例世帯以外の保育料

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢
①	A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
	B1	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
	D1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む) ※課税額を算定する際 の税額控除について、 調整控除以外は 適用しない。 (住宅取得控除や 寄附金控除などは 適用外。)	48,600円未満	第1子 14,500円 第2子 7,300円 第3子以降 0円	0円	第1子 14,200円 第2子 7,100円 第3子以降 0円	0円
	D2		48,600円以上 57,700円未満	第1子 21,000円 第2子 10,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 20,600円 第2子 10,300円 第3子以降 0円	0円
②	D3		57,700円以上 72,800円未満	第1子 21,000円 第2子 10,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 20,600円 第2子 10,300円 第3子以降 0円	0円
	D4		72,800円以上 97,000円未満	第1子 25,500円 第2子 12,800円 第3子以降 0円	0円	第1子 25,000円 第2子 12,500円 第3子以降 0円	0円
	D5		97,000円以上 133,000円未満	第1子 33,300円 第2子 16,700円 第3子以降 0円	0円	第1子 32,700円 第2子 16,400円 第3子以降 0円	0円
	D6		133,000円以上 169,000円未満	第1子 40,600円 第2子 20,300円 第3子以降 0円	0円	第1子 39,900円 第2子 20,000円 第3子以降 0円	0円
	D7		169,000円以上 213,000円未満	第1子 50,200円 第2子 25,100円 第3子以降 0円	0円	第1子 49,300円 第2子 24,700円 第3子以降 0円	0円
	D8		213,000円以上 257,000円未満	第1子 56,000円 第2子 28,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 55,000円 第2子 27,500円 第3子以降 0円	0円
	D9		257,000円以上 301,000円未満	第1子 60,400円 第2子 30,200円 第3子以降 0円	0円	第1子 59,300円 第2子 29,700円 第3子以降 0円	0円
	D10		301,000円以上 349,000円未満	第1子 73,000円 第2子 36,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 71,700円 第2子 35,900円 第3子以降 0円	0円
	D11		349,000円以上 397,000円未満	第1子 80,000円 第2子 40,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 78,600円 第2子 39,300円 第3子以降 0円	0円
			397,000円以上	第1子 92,000円 第2子 46,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 90,400円 第2子 45,200円 第3子以降 0円	0円

多子世帯の「第〇子」の数え方について（所得区分により異なります）

多子区分①

保護者と同一生計の子を年齢の高い順に数えます。
保育施設を利用していない子も含まれます。



○
小学生以上も
多子に含む

多子区分②

対象施設を利用している兄弟姉妹の中で、年齢の高い順に数えます。
・ 在園（所）証明書の提出が必要です（様式はHP・窓口で配布）。

【対象施設】
認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部、
朝鮮学校幼稚園部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業施設、企業主導型保育施設



×
小学生以上は
多子に含まない

特例世帯の保育料

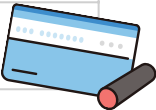
特例世帯とは、次のア～エいずれかに該当する世帯を言います。
ア 母子家庭又は父子家庭である イ 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
ウ 同一世帯に特別児童扶養手当支給対象児童がいる エ 同一世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいる
※上記のうち、イに該当する方は各種手帳の写し、エに該当する方は年金証書の写しの提出が必要となります。

多子 区分	区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳未満児 ※当該年度の前年度末日 における年齢	3歳以上児 ※当該年度の前年度末日 における年齢
①	A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
	B 0	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
	D 1	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む) ※課税額を算定する際の 税額控除については、 調整控除以外は 適用しない。 (住宅取得控除や 寄附金控除などは 適用外。)	48,600円未満	第1子 7,300円 第2子以降 0円	0円	第1子 7,100円 第2子以降 0円	0円
	D 2		48,600円以上 72,800円未満	第1子 9,000円 第2子以降 0円	0円	第1子 9,000円 第2子以降 0円	0円
	D 3		72,800円以上 77,101円未満	第1子 9,000円 第2子以降 0円	0円	第1子 9,000円 第2子以降 0円	0円
②	D 3		77,101円以上 97,000円未満	第1子 25,500円 第2子 12,800円 第3子以降 0円	0円	第1子 25,000円 第2子 12,500円 第3子以降 0円	0円
	D 4		97,000円以上 133,000円未満	第1子 33,300円 第2子 16,700円 第3子以降 0円	0円	第1子 32,700円 第2子 16,400円 第3子以降 0円	0円
	D 5		133,000円以上 169,000円未満	第1子 40,600円 第2子 20,300円 第3子以降 0円	0円	第1子 39,900円 第2子 20,000円 第3子以降 0円	0円
	D 6		169,000円以上 213,000円未満	第1子 50,200円 第2子 25,100円 第3子以降 0円	0円	第1子 49,300円 第2子 24,700円 第3子以降 0円	0円
	D 7		213,000円以上 257,000円未満	第1子 56,000円 第2子 28,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 55,000円 第2子 27,500円 第3子以降 0円	0円
	D 8		257,000円以上 301,000円未満	第1子 60,400円 第2子 30,200円 第3子以降 0円	0円	第1子 59,300円 第2子 29,700円 第3子以降 0円	0円
	D 9		301,000円以上 349,000円未満	第1子 73,000円 第2子 36,500円 第3子以降 0円	0円	第1子 71,700円 第2子 35,900円 第3子以降 0円	0円
	D 10		349,000円以上 397,000円未満	第1子 80,000円 第2子 40,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 78,600円 第2子 39,300円 第3子以降 0円	0円
	D 11		397,000円以上	第1子 92,000円 第2子 46,000円 第3子以降 0円	0円	第1子 90,400円 第2子 45,200円 第3子以降 0円	0円

納付方法について

施設	支払先	支払方法	納付期限
認可保育所 ・公立保育所 ・私立保育所	宝塚市	原則、口座振替での納付です。 口座振替申込書をお渡ししますので金融機関で手続きをしてください。 手続き完了後、「口座振替開始通知書」を送付します。到着するまでは、 納付書にて納付してください。(コンビニ不可)	毎月月末
その他施設	施設	施設へ直接お支払いいただきます。支払方法や納付期限は施設が決定します。	

納付期限までに納付されていない場合、翌月の20日までに督促をします。
未納のまま放置されますと給与、預金口座等の財産調査、差押え等の強制徴収の手続きを開始しますのでご注意ください。
過去に保育料の未納がある場合、入所決定前に今後の納付計画について面談を行います。



保育料等の減免について

失業や休職などによる収入減や災害等により大きな損害が生じた場合は、保育料・延長保育料、副食費（以下「保育料等」といいます。）を減免する制度を設けています。



（１）収入減による減免申請について

下表（Ａ）の保育料等算定の基となった期間の収入と下表（Ｂ）の期間の収入見込額を比較し、６０％未満になると客観的資料により証明できる場合は、保育料等の再計算を行います。

保育料等の再計算は、原則減免申請のあった月の翌月分から行いますが、保育料等決定月分については、翌月末日までに減免申請があった場合は、保育料等決定月の分から再計算を行います。

申請期間

随時受付を行っておりますが、減免の対象となるのは申請日の翌月分からです。

保育料決定月とその翌月の申請のみ、決定月まで遡及して再計算を行います。

申請月	減免対象となる 保育料の期間	(A) 保育料の算定基準となる期間	(B) 収入を見込む期間
令和 n 年 4 月～ 令和 n 年 8 月	申請日翌月～令和 n 年 8 月	令和（n-2）年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日	令和 n 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日
令和 n 年 9 月～ 令和（n+1）年 3 月	申請日翌月～令和（n+1）年 3 月	令和（n-1）年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日	
令和（n+1）年 4 月～ 令和（n+1）年 8 月	申請日翌月～令和（n+1）年 8 月		令和（n+1）年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日

※n＝現在の年

減免基準

(B) の期間の見込み収入 / (A) の期間の収入 < 60 %

必要書類

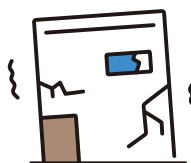
- ・ (B) の期間の見込み収入を証明する資料が必要です。
※見込み収入には、雇用保険受給額、休業補償金、疾病手当金、出産手当金、育児休業給付金などの非課税収入や、退職金等も含まれます。

【見込み収入を証明する資料の例】

- ・ 給与明細書 ・ 源泉徴収票 ・ 給与支払見込証明書 ・ 雇用保険受給資格者証 ・ 解雇通知等失業を証明する書類
- ・ 育児休業給付金支給決定通知書 ・ 廃業届 など

注意事項

- ・ 保育料等の減免申請は保育料切り替え月（４月・９月）ごとに申請が必要です。
- ・ 保護者それぞれの収入をもとに個別に再計算を行うため、一方に収入の変動があっても保育料の変更がない場合もあります。
- ・ 収入見込み額より実際の収入が上回った場合、又は上回ると見込まれる場合はすみやかに当課までお申し出ください。階層区分の認定変更を再計算し、減免後の階層区分を上回る場合、下がりすぎた保育料等を遡って納付いただきますのでご了承ください。申し出がない場合も、税申告情報をもとに再計算を行うこととなりますのでご注意ください。



（２）風水害、火災等による保育料等の減免申請について

風水害、火災等による損害額（実損額－保険金等による補填額）が、保育料等の算定基準となる期間の収入の１０分の３以上の方が対象となります。

申請にあたっては、被災を証明する官公署の証明書等を提出いただく必要があります。

減免基準

風水害、火災等による損害額（実損額－保険金等による補填額） / 算定基準年中の収入 (A) × 100 ≥ 30 %

必要書類

- ・ 官公署が発行する罹災証明書
- ・ 保険金等による補填金額がわかる書類

その他諸実費について

基準を超えた職員配置など、教育・保育の質の向上に充てるための費用や、文房具代、制服代、通園バス代など、施設利用において通常必要とされる費用がかかる場合があります。

ホームページ（下記の２次元コードから確認可能）に各園ごとの諸実費を掲載していますので参考としてください。

ただし、掲載されていない費用がある場合や、今後費用が変更となる場合もございますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

諸実費一例

主食費・・・・・・・・・・約1,000円

副食費・・・・・・・・・・約4,500円

制服代・・・・・・・・・・15,700円～69,000円

体操服代・・・・・・・・・・3,730円～7,100円

入園受入準備金・・・・・・約50,000円

教育充実費・・・・・・・・・・約30,000円

遠足代・・・・・・・・・・実費

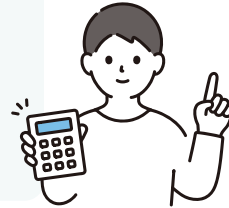
卒園アルバム代・・・・・・約3,000円

※制服や体操服、入園受入準備金など入園する施設によって不要場合があります。

※一例ですので、必ず希望園に諸実費についてご確認ください。



各施設の諸実費は
左記の２次元コードより
ご確認ください。



施設によって諸実費は
大きく異なりますので
必ずご確認ください。

ご注意ください。

入所内定後にいかなる理由があっても再選考は致しません。

必ず入所申込みをする前に、希望施設の諸実費についてご確認ください。

実費徴収の補助金について

宝塚市では、文房具代、制服代、行事参加代、通園バス代など、施設の利用において通常必要とされる実費について補助金支給をする事業を行っています。

1 事業の内容

幼稚園や保育所、認定こども園などの施設における実費徴収（日用品や文房具、行事の参加費用など）について、費用の一部を補助する事業です。

○対象となる施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園、
地域型保育事業を行う事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

2 対象となる世帯

- （ア）生活保護を受給されている世帯（単給世帯を含む）
- （イ）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- （ウ）ファミリーホームを行う方、里親の方

3 補助金額（月額限度額）

日用品・文房具など（１号・２号・３号認定）１人当たり 2,700円

4 日用品や文房具などの対象となる費用について

○対象となる例

・制服 ・体操服 ・お道具箱 ・文具 ・スモック ・行事費 ・カスタネット ・かばん ・名札
・遠足積立金 ・絵本 ・帽子 ・送迎費 ・連絡帳 ・シール ・おむつ ・共済掛金 ・ゴム印
・災害給付制度加入金

×対象とならない例

・写真 ・アルバム ・DVD ・施設整備寄附金 ・PTA会費 ・延長保育料 ・英語レッスン料

※入園金や受入準備金など、それに準ずる費用についても対象外となります。

5 申請手続き等

- ・申請方法については年度末（２～３月頃）にご案内します。
- ・年度中にお支払いいただいた実費徴収金額に対し、補助金額を決定の上、ご指定の銀行口座に一括して振込みます。
※実費徴収に係る領収書については保管しておいてください。

給食費（主食費・副食費）について

- ・ 0 歳児～2 歳児の児童は保育料の中に給食費が含まれています。
- ・ 3 歳児以上の児童は、保育料は無償化になりますが、給食費は別途必要です。

公立保育所的主食費は月額 1, 0 0 0 円、副食費（※免除制度あり）は月額 4, 5 0 0 円です。

公立保育所以外の保育施設はそれぞれの施設が料金を決めています。（P.16 参照）

※主食費・・・ご飯・パン等 副食費・・・おかず代等



※以下に該当する方については、副食費が免除されます（全ての施設が対象です）。

- ・ 生活保護世帯
- ・ 市町村民税非課税世帯
- ・ 市町村民税所得割課税額（税額控除※1適用前の税額）が 57,700 円未満の世帯（特例世帯※2 や 1 号認定児童は 77,101 円未満の世帯）
- ・ ファミリーホームを行う者、里親の方・第3子以降 ※3

※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと

※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

※3 市町村民税所得割課税額（税額控除適用前の税額）が 57,700 円以上（特例世帯や 1 号認定児童は 77,101 円以上）

の世帯で、下記の対象施設（★）に入所又は利用している同一世帯の児童の中で年齢が高い順から第何子かを数えます。この取り扱いを受けるためには、兄弟姉妹が対象施設（★）に入所又は利用している証明が必要になります（在園（所）証明書様式は市内各保育施設に備え置いています）。

★対象施設...認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業、企業主導型保育事業、小学校3年生まで（1号認定のみの対象）

延長保育について

送迎の時間によって、通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合は延長保育の登録が必要です。

利用登録については、利用施設にお申し出いただき、利用希望月の前月の20日までに申請を行ってください。

0～2 歳児クラスの延長保育料

○認可保育所（いずれも100円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7:00～ 8:29	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	16:31～18:15	
	18:16～19:00	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18:16～20:00	月額保育料（保育標準時間）の19%
保育標準時間	18:16～19:00	月額保育料（保育標準時間）の8%
	18:16～20:00	月額保育料（保育標準時間）の19%

※月額の保育料はP.13～14の金額

○私立認定こども園・小規模保育事業所（いずれも100 円未満切り捨て）

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7:00～8:29 16:31～18:00 ・めぐみ学園幼稚園 15:01～18:00	保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額 （実質、保育標準時間の保育料となる）
	18:01～19:00	月額保育料（保育標準時間）の9％
保育標準時間	18:01～19:00	月額保育料（保育標準時間）の9％

3～5 歳児クラスの延長保育料

○認可保育所

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	7:00～ 8:29	0円
	16:31～18:15	
保育短時間 保育標準時間	18:16～19:00	一律4,000円（減免あり）
	18:16～20:00	一律8,000円（減免あり）

延長保育料の減免について

無料となる方	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、ファミリーホームを行う方、里親の方、第3子以降（多子カウントは保育料算定時と同様）の方
半額となる方	市町村民税所得割課税額（税額控除※1 適用前の税額）が57,700 円未満（特例世帯※2 は77,101 円未満）の世帯 ※1 寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除などのこと ※2 ひとり親世帯や同一世帯に障害者手帳などの交付を受けた人がいる世帯のこと

○私立認定こども園

区分	時間帯	延長料金
保育短時間	各施設が定める短時間の時間帯を超える場合 ・めぐみ学園幼稚園を除く施設 7:00～8:29 16:31～18:00 ・めぐみ学園幼稚園 15:01～18:00	施設の定める額 （私立認定こども園の延長保育料減免可否については、事前に各施設にお問い合わせください。）
保育短時間 保育標準時間	18:01～19:00	

保育内容について

休所日について

公立保育所・・・・・・・・・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

私立保育所、私立認定こども園（※）、小規模保育事業所・・・上記に準じて各施設で定めています。

※ 私立認定こども園は保育の実施日や休日が保育所とは異なる場合がありますので、必ず申込み前に施設に確認してください。

※ 土曜日を利用する場合は、保育士の必要配置数に影響するため、各施設が定める期限までに利用を申し出てください。

緊急時・災害時

・緊急連絡先は、正確に保育施設にお知らせください。

・気象警報発表時の対応

① 宝塚市に気象警報が発表されている場合でも平常通り開所しますが、児童の安全のため、できるだけ登所は控えて自宅待機していただきますようご協力をお願いします。

② 登所が12時30分を過ぎると、衛生管理上、調理食品を保存できませんので、給食はありません。

③ 当日、保育施設の開所中に気象警報（暴風、大雨、洪水、大雪等）が発表された場合、できるだけすみやかに迎えに来てください。



給食について

・献立作成

公立保育所では、栄養士が献立原案を作成します。

私立保育園は、公立保育所の献立を参考に、施設ごとに献立を作成します。

・離乳食

初期食、中期食、後期食の3段階に分けて、個々の発育状況に合わせた調理をしています

（認定こども園の場合は離乳食をご用意できないことがあります。事前に施設にお問い合わせください）。

・アレルギー食

アレルギー食品の除去は医師の診断に基づいて行います。（医師の診断書又は意見書等が必要な場合があります。）

※アレルギー対応の可否については、事前に各施設にお問い合わせください。



健康管理

・健康診断等

公立保育所では下表のとおり実施しています。

※感染症の流行状況によって変更することがあります。なお、公立保育所以外の保育施設では実施内容が異なります。

項目	回数	対象児童
内科（小児科）健診	年2回	全児童
眼科・耳鼻科健診	年1回	4歳児・5歳児クラス
歯科健診	年1回	2歳児クラス以上
尿検査	年1回	全児童
歯磨き指導	年1回	3歳児クラス以上

その他 内科（小児科）医師による健康相談、身体測定（月1回）、ほけんだより発行（月1回）

※市の保健師が各園の相談にのっています。

・保育中に発熱（37.5度以上）又は発病があった時は、迎えに来ていただいています。

・万が一の保育中の事故等のために、公立保育所は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。

・保育施設は、子どもたちが集団で生活する場所です。予防接種にご協力をお願いいたします。

・薬の投薬について

薬は原則として保育中に投薬することはできませんので、持ち込みはご遠慮ください。

医師にご相談いただき、できるだけご家庭での服用をお願いいたします。

児童の状態と医師の指導により、やむをえない場合は、各施設所定の用紙をご提出いただき、薬1回分をお預りし、投薬いたします。（市販薬は投薬できません。）

※投薬対応については各施設にお問い合わせください。

特別支援保育について

特別支援保育とは、保育を必要とする児童の心身に何らかの障害を有したり発達の遅れがある等、保育における特別な配慮や支援が必要と認められる場合に、障害（がい）の程度や発達の状況に応じて、保育士を加配し、必要な支援を行うものです。他の児童との集団による保育を行い、児童の成長を促進し、他の児童との相互理解を深め、児童の福祉向上を図ります。

入所時期

原則として、毎年4月1日からの入所になります。

※お子様に合った支援ができるよう、保育士の準備や体制を整える必要があるためです。

対象児童

- ・ 概ね3歳以上の方
- ・ 他の子どもたちと一緒に過ごすことができる方

※特別支援保育についても保護者の方の保育の必要性が必要です。

実施施設

- ・ 宝塚市内の認可保育所（※ただし、丸橋保育園分園と第二あひる保育園は対象外です）
- ・ 私立認定こども園や小規模保育事業所では実施していません。

受入人数

- ・ 各クラスの定員の約10%
- ・ 保育所全体の定員の約5%が目安です

申込み方法



（１）子ども発達総合相談を受ける

特別支援を希望される方は、事前に「子ども発達総合相談」を受けていただく必要があります。総合相談で、特別支援保育の対象になるかどうかを申請締切日までにご相談ください。

実施日：毎月第2火曜日

場所：総合福祉センター（宝塚市安倉西2丁目）

予約先：子ども発達支援センター 在宅相談室

☎ 0797-86-7284（予約が必要です）



（２）保育事業課の窓口で入所申込みを行う

- ・ 「特別支援保育を希望する」ことを伝え、申立書を提出してください。
- ・ 3歳以上で入所を希望する場合は、11月30日までにお申込みください。
（11月30日が土日祝日の場合は直前の平日が締切です）
- ・ 特別支援保育は毎年申請が必要です。

入所案内

お子様の発達状況や相談の結果、関係機関の意見などを総合的に見て入所を判断します。

申込みが多い場合は、ご希望の保育所以外になる場合がありますので、ご了承ください。

※兄弟姉妹で一緒に申し込まれた場合、希望された条件（同じ保育所・同じ入所時期）と異なる形で内定することもあります。

転所申請

特別支援保育を利用しているお子様が別の保育所へ転所する場合、原則4月のみの対応になります。

また、転所よりも新しく入所を希望するお子様が優先されます。

医療的ケアが必要なお子様について

医療的ケアを日常的に必要とする児童に対し、医療的管理のもとで安全に配慮しながら児童一人ひとりの状態に応じて看護師や保育士等の専門職を配置し、必要な支援を行います。

入所申込みの際は、保育企画課の保健師との面接がありますので、早めにご相談ください。（保育企画課 ☎0797-77-1825）

医療的ケアの範囲

喀痰吸引、経管栄養、導尿、酸素療法、インスリン注射など

対象児童

1歳児以上で受け入れ要件をすべて満たし、検討会の結果、受け入れ可能と判断された医療的ケア児

※医療的ケアが必要なお子様の保育についても保護者の方の保育の必要性が必要です。

入所時期

原則として、毎年4月1日からの入所になります。

※お子様に合った支援ができるよう、保育士の準備や体制を整える必要があるためです。

実施施設

公立保育所のみ

入所申込み期限は11月30日※です。

※土日祝と重なる場合は、直前の市役所開庁日



休日保育について

常態的に日曜日・祝日に保護者が就労などにより家庭で保育することができない児童を、宝塚さくら保育園でお預かりします。

対象となる児童

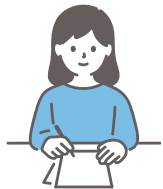
次の全ての要件に当てはまる方です。

1. 認可保育所、認定こども園（2号・3号認定）、地域型保育施設、又は指定保育所に入所（内定）している児童（内定児童は入所日以後に利用可）。
2. 1歳児以上のクラスに在籍している児童（0歳児クラスの児童は対象外となります）。
3. 保護者が宝塚市内に在住している児童。
4. 父・母いずれもが就労等のため、常態的に日曜日・祝日に家庭で保育することができない児童。

実施場所・日時

- ◎ 場所 ----- 宝塚さくら保育園（高松町13番2号）
- ◎ 実施日 ----- 日曜日・祝日（12月31日～翌年1月3日は除く）・12月29日～30日
- ◎ 実施時間 ----- 8時～18時（延長保育不可のため時間厳守）
- ◎ 利用料金 ----- 無料

利用方法



利用登録

次の書類を保育事業課に提出してください。

1. 休日保育利用登録申請書
2. 個人情報利用の承諾書
3. 児童調書（休日保育用）
4. 休日保育の予約・予約キャンセルの取り扱いについて
5. 登録用の児童の写真（たて4cm×よこ3cm）※
※初めて休日保育を申請される方のみ



書類は保育事業課又は各保育施設に置いています。
（上記の2次元コードからもダウンロード可能）



予約

下記の予約開始日に従って施設へ利用日時をSMS（ショートメッセージ）で予約してください。

「休日保育登録通知書」をご自宅に郵送いたします。予約方法は休日保育登録通知書をご確認ください。
SMSを利用できない場合は電話予約可能です。

利用月	4月～7月	8月～11月	12月～3月
予約開始日	3月10日※	7月10日※	11月10日※

※土日祝と重なる場合は、市役所の翌開庁日です。



利用開始

当日は、利用案内に書かれている持ち物をもって保育園にお越しください。

施設より「ネームプレート」も送付します。利用日に必要となりますので、大切に保管してください。



ご注意ください。

- ・利用が認められた方には市から登録通知書を送付します。登録通知書が届くまでは予約できませんので、期日に余裕をもって申請してください。原則として、予約開始日の2週間前までに提出ください。
- ・毎年度、登録更新が必要となります。
- ・定員は概ね15名となります。ただし、申込み児童の年齢別の人数や児童の状況により15名に達していなくても、申込みを打ち切る場合があります。
- ・定員超過により希望の日にご利用できない場合があります。予約の早い方からご案内しますのでご承知おきください。

認可保育施設申請チェックリスト

内容	TODO	注意事項	チェック
申請に必要な書類を集める	P.03～04を参考に保育の必要性の証明に必要な書類をご用意ください。	- 就労証明書は証明日から3か月以内のもののみ有効 - 育児休業中の方の就労証明書も必要 - 未提出や不備は、最低点	☐
希望施設の見学に行く	利用希望施設へ直接問い合わせを行い、保育施設の見学を進めてください。	- 施設の連絡先はP.05～06に記載 - 希望施設についての注意事項は、P.04に記載 - 入所後の転所は困難 - 諸実費についても要確認（P.16参照）	☐
申請書類を提出する	入所希望月の期限に間に合うように、書類を提出してください。	- 申込み期限についてはP.03に記載 - 申請場所は、市役所1階保育事業課での窓口受付のみ	☐
選考結果を待つ		- 内定が出た場合、4月選考は1月～3月の間、5月～3月選考は、入所月前月の17日以降に案内（P.11参照） - 未入所証明の送付は、選考月前月の末日に発送（お急ぎの場合は、窓口取り置き可能）	☐
内定面接を行う	保育事業課と入所条件に相違がないか等面接を行います。	選考のために提出いただいた書類と、入所のタイミングでの状況に変更がある場合、内定を取り消す場合があります。	☐
園面接を行う	入所されるお子様を連れて内定施設にて面接を行います。	お子様の健康状態を確認した結果、保育施設での集団保育が行えないと判断した場合は、入所内定を取り消す場合があります。	☐
入所準備をする	内定した保育施設を利用するために必要なものをご準備ください。	内定した施設にてご確認ください。	☐
ならし保育を行う	入所後最初はならし保育があります。お仕事などのスケジュール調整をお願いします。	- ならし保育期間も保育料は変わりません。 - ならし保育の期間は施設やお子様の状況によって異なります。	☐
書類の提出をする	育児休業からの復職、就労予定、家庭状況の変更があった方は各書類の提出をしてください。 【育児休業からの復職の方】 - 復職したことがわかる就労証明書 【就労予定の方】 - 就労したことがわかる就労証明書 【家庭状況の変更があった方】 - 家庭状況変更届	下記の内容にご注意ください。 【就労証明書について】 - 証明日＞復職日（就労日）である必要がある。 - 選考した点数と同条件の就労内容が必要 - 育児休業からの復職の場合、雇用元の変更は不可（離職・転職は× 派遣職員の場合、派遣元の変更×） 就労証明書や家庭状況変更届は、すみやかにご提出ください。	☐



認可保育施設の申請は情報収集と準備が大切です。

毎日、育児おつかれさまです。
 日々の子育てをしながら保育所申請は大変かと存じますが、認可保育施設の申請は情報収集と準備が大切です。
 とはいえ、ママ友同士で誤った情報が広がることもあります。ぜひご自身で保育施設をご覧いただき、ご不明な点等ございましたら、遠慮なく保育事業課までお問い合わせください。

指定保育所

認可外保育施設ですが、施設における保育の質が市で定める水準を満たしている市指定の保育施設です。
指定保育所に入所し、助成要件を満たしているときは、右ページの表にある保育料が適用されます。
認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所に入所するまでの期間のみ入所することもできます。
その場合、認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の入所審査順位を決定する点数を加点します。

指定保育所一覧

施設の名称	所在地	最寄り駅	定員
パディントンハウス	山本丸橋2丁目10 ☎：88-3591	阪急山本駅	46人
保育所びよびよルーム おばやし園	小林2丁目6-12 ☎：72-5566	阪急小林駅 (小林駅前ビル2F)	36人
都市型保育園 ポポラー宝塚あくら園	安倉南1-24-11 ☎：83-1080	阪神バス安倉又は安倉下ノ池 (岡本ビル2F)	37人
都市型保育園 ポポラー宝塚山本園	山本東3-8-16 ☎：82-1090	阪急山本駅 (栄光ビル2階)	33人
ポレ・ポレ宝塚 花のみち保育ルーム	栄町1丁目6-2 ☎：86-0067	阪急宝塚駅 (花のみちセルカ 2番館3階)	31人

開所時間（基本）

7時～18時

（各指定保育所は延長保育を行っています。延長保育の時間帯は、各指定保育所に確認してください。）

休所日

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

対象児童

生後57日目以上で小学校就学前までの、集団保育が行える児童

助成要件

児童の保護者の状況がP.01の入所資格に該当している場合は、右ページの保育料で利用することが可能です。

入所日

毎月1日又は16日

申込み手続

市役所保育事業課で保育が必要な状況を登録してください。
その後、直接、各指定保育所に申込みをしてください。



16日入所があることと、
指定保育所が入所承諾をするところが
認可保育所と異なる部分ですね！

入所承諾

各指定保育所が行います。
支給認定の事由が育児休業や求職中（就労内定・予定）、転入予定の方は、入所後に提出を要する書類がありますので
すみやかにご提出ください。
また、入所後の復職や就労する時期については認可保育所の要件に準じます。
申込み多数の場合は、入所できない場合があります。

空き状況

ホームページにて毎月1日に各施設の空き状況を更新します。
（ホームページID：1027922）各指定保育所の受け入枠数と空き状況（PDF）内

保育料

下表のとおりです。延長保育料、入所金、給食費、写真代等の実費などの保育料以外の料金は、各指定保育所で定めていますので、詳細は各指定保育所にお問い合わせください。

助成対象児童の属する世帯の階層区分				特例世帯以外		特例世帯	
階層区分		定義	多子区分	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A		生活保護世帯	第1子 第2子 第3子以降	0円	0円	0円	
B		市町村民税非課税世帯	第1子 第2子 第3子以降	0円	0円		
C		0円以上 48,600円未満	第1子 第2子 第3子以降	15,000円 8,000円 0円	0円	8,000円 0円 0円	0円
D	市町村民税 所得割課税額 (均等割のみ課税含む) ※課税額を算定する際 の控除等について、 調整控除以外は 適用しない。 (住宅取得控除や 寄附金控除などは 適用外。)	48,600円以上 57,700円未満	第1子 第2子 第3子以降	30,000円 15,000円 0円	0円	8,000円 0円 0円	0円
		57,700円以上 77,101円未満	第1子 第2子 第3子以降	30,000円 15,000円 0円	0円	8,000円 0円 0円	0円
		77,101円以上 133,000円未満	第1子 第2子 第3子以降	30,000円 15,000円 0円	0円	30,000円 15,000円 0円	0円
		133,000円以上 301,000円未満	第1子 第2子 第3子以降	45,000円 23,000円 0円	0円	45,000円 23,000円 0円	0円
E		133,000円以上 301,000円未満	第1子 第2子 第3子以降	45,000円 23,000円 0円	0円	45,000円 23,000円 0円	0円
F		301,000円以上	第1子 第2子 第3子以降	60,000円 30,000円 0円	0円	60,000円 30,000円 0円	0円

- ・ 特例世帯、児童の年齢及び市町村民税の定義は、保育認定（2号・3号認定）保育料表（P.13～14）の取り扱いに準じます。
- ・ この表で色を濃く表示している部分は、保育認定（2号・3号認定）保育料（P.13）における多子区分が①の取り扱いに準じて第2子、第3子を数えます。

多子区分の数え方が変わる場合があります。(表の色がない部分)

兄弟姉妹で、指定保育所と指定保育所以外の施設に入所又は利用中の児童がいる場合、実際の児童の年齢にかかわらず指定保育所以外の施設に入所又は利用中の児童を、年長者として取り扱います。

基本的多子の数え方

指定保育所利用者がいない場合
市町村民税所得割課税額 135,000円の場合



認可保育所在籍
第1子
D5階層 0円

3歳児



認可保育所在籍
第2子
D5階層 20,300円

1歳児

年齢どおりの扱い

指定保育所の多子の数え方

指定保育所利用者がいる場合
市町村民税所得割課税額 135,000円の場合



認可保育所在籍
第1子
D5階層 40,600円

1歳児



指定保育所在籍
第2子
E階層 0円

3歳児

年齢と異なる扱い

上の子は無償化で0円のままですが、
下の子は、多子区分が変わることで
保育料に2倍の差が出ることも！



指定保育所 24

企業主導型保育事業

一般事業所の従業員のための認可外保育施設ですが、若干名を地域枠として受け入れています。

また、保護者の勤務先と提携し、従業員枠として入所できる場合もあります（各施設にご確認ください）。

無償化の要件を満たしている方は、市役所で支給認定を受けることで保育料が無償化になります。市役所で支給認定を受けていない場合は、無償化の対象とならない場合がありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

認可保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所に申込みながら入所することもできます。その場合、入所審査順位を決定する点数を加点します。※

※在園点の加点のためには月極め保育である旨の在園（所）証明書の提出が必要です。

従業員枠か地域枠かで入所手続きが異なるため、まずは各保育施設へお問い合わせください。

施設のご紹介

◆保育所かたつむりランド宝塚南口園

電話番号 (0797) 77-3211

施設概要

場所 --- 宝塚市南口2丁目11-2 ハイッ延命
開園日 --- 月曜日から土曜日
開園時間 --- 7:30から18:30
延長保育 --- 18:31から19:30
(年齢により10分100円～170円程度)
休園日 --- 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
対象児童 --- 生後6か月以上から5歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和4年3月1日現在)

0歳児	39,900円
1～2歳児	39,700円
3歳	27,600円
4～5歳児	24,100円

※その他物品購入費や給食費用などがかります。
※0～2歳クラスの住民税非課税世帯及び3～5歳児クラス
については、申請書提出により無償化。

◆保育所かたつむりランド宝塚第2園

電話番号 (0797) 91-2589

施設概要

場所 --- 宝塚市売布東の町20-5
開園日 --- 月曜日から土曜日
開園時間 --- 7:00から18:00
延長保育 --- 18:01から19:00
(年齢により10分100円～170円程度)
休園日 --- 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
対象児童 --- 生後6か月以上から5歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和4年3月1日現在)

0歳児	39,900円
1～2歳児	39,700円
3歳	27,600円
4～5歳児	24,100円

※その他物品購入費や給食費用などがかります。
※0～2歳クラスの住民税非課税世帯及び3～5歳児クラス
については、申請書提出により無償化。

◆宝塚いろのま園

電話番号 (0797) 61-5941

施設概要

場所 --- 宝塚市旭町3丁目9番1号
開園日 --- 月曜日から土曜日
開園時間 --- 7:30から18:30
延長保育 --- 18:31から19:30
(30分500円・60分800円)
休園日 --- 日曜日、12月29日から1月3日
対象児童 --- 生後6か月以上から2歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和6年3月1日現在)

	地域枠	従業員枠
0歳児	37,100円	36,600円
1～2歳児	37,000円	36,500円
短時間保育	20,000円	19,500円

※短時間保育は平日9:30-16:00でのお預かりとなります。
※その他物品購入費や給食費用などがかります。
※0～2歳クラスの住民税非課税世帯については、
申請書提出により無償化。

◆サンキッズランド宝塚

電話番号 (0797) 20-1879

施設概要

場所 --- 宝塚市東洋町 6-1
サンメゾン宝塚エルド 1 階
開園日 --- 月曜日から土曜日
開園時間 --- 7:30から18:30
延長保育 --- 7:00から7:29、18:31から19:00
(30分500円、上限：5,000円／月)
休園日 --- 日曜日、祝祭日、12月28日から1月3日
対象児童 --- 生後57日以上から2歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和7年4月1日現在)

	地域枠	従業員枠
0～2歳児	37,000円	30,000円

※給食費含む

※0～2歳クラスの住民税非課税世帯については、申請書提出により無償化。

※その他、帽子代1200円（入園時のみ）など実費費用が掛かる場合があります。

入園にあたっては、従業員枠利用の方が優先されます。

◆すみれの花保育園

電話番号 (0797) 61-6355

施設概要

場所 --- 宝塚市南口2丁目14-2
サンビオラ2番館3階
開園日 --- 毎日（土日祝含む）
開園時間 --- 7:00から20:00
延長保育 --- なし
休園日 --- なし（従業員枠に従う）
対象児童 --- 生後2か月以上から2歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和3年9月1日現在)

	地域枠	従業員枠
0歳児	38,000円	36,000円
1歳児	35,200円	32,100円
2歳児	33,300円	30,200円

※その他物品購入費や行事費などががかかります。

◆英光幼学舎宝塚駅南教室

電話番号 (0797) 61-6007

施設概要

場所 --- 宝塚市湯本町9-18
アメニティコート宝塚湯本1階
開園日 --- 毎日（土日祝含む）
開園時間 --- 7:00から20:00
延長保育 --- なし
休園日 --- 園が定める日（不定期）
対象児童 --- 生後6か月以上から2歳児クラスまでの
集団保育が行える児童

保育料月額 (令和5年4月1日現在)

0歳児	37,000円
1歳児	36,000円
2歳児	35,000円

※その他物品購入費や給食費用などががかかります。

支給認定証のご依頼について

企業主導型保育園の利用に際して、支給認定証※が必要な方は、お手数ですが保育事業課までご連絡ください。
ご連絡いただいてから1週間程度でご自宅へ郵送しますので、お時間に余裕をもってご申請ください。
企業主導型保育事業所をご利用中に市外へ転出された際は、継続利用の可否を利用施設にご確認いただいた上で
転出先の市区町村にて、支給認定証の交付を受けてください。

※支給認定証とは？

保育の必要性の有無およびお子様の年齢に応じた支給認定区分を証明する書類です。

支給認定については、P.02をご確認ください。

その他の保育制度

一時預かり

宝塚市内にお住まいの方が、保護者の仕事や病気、出産、冠婚葬祭、リフレッシュなどで昼間一時的に保育ができないときに利用できます。

直接各保育所にて、事前面接・登録のうえご利用ください。

01：実施内容

利用日 --- 週4日又は月16日以内（複数園利用でも合計します。）

利用時間 --- 1日（7：00～18：00）

※保育施設によって異なる場合がありますので利用する施設へご確認ください。
※短時間利用については、各保育所にご相談ください。

利用料 --- 0歳児 2,800円
1～2歳児 2,400円
3歳児以上 2,000円

※年齢は当該年度の前年度の末日（3月31日）の満年齢です。

※食事は別途料金がかかる場合がありますので、各保育所へご連絡ください。

※無償化の要件を満たしている方については、申請をいただくことで上限の範囲で無償化になります。

（ご飯代等の実費分は除く）

02：一時預かり実施施設

- ・ わかくさ保育所
- ・ 宝塚さくら保育園
- ・ やまぼうし保育園
- ・ なかよし保育園
- ・ わかばのもり保育園
- ・ 逆瀬川あゆみ保育園
- ・ 御殿山あゆみ保育園
- ・ 宝塚ひよこ保育園
- ・ 山本南保育園
- ・ 野上あゆみ保育園
- ・ はなみずき保育園
- ・ 宝塚さくらんぼ保育園
- ・ 宝山保育園
- ・ 宝塚じあい保育園
- ・ 仁川ウエル保育園
- ・ 宝塚COCORO保育園
- ・ 川面ちどり保育園
- ・ クレア・サン保育園
- ・ 宝塚仏光保育園
- ・ そらとはな保育園

詳細は各保育所にご確認ください。

各保育所の所在地や連絡先はP.05～06をご参照ください。



ご注意ください

- ・ わかくさ保育所は、0歳児の利用はできません。
- ・ 宝山保育園、川面ちどり保育園は一時預かり事業を一時休止しています。また、そのほかの保育所においても、一時預かりの受け入れを臨時的に休止する場合があります。
- ・ お子様の状態、利用希望日の予約状況によっては、お預かりできない場合があります。（例：首が座っておらず対応が困難。年齢クラスにより空きがない）
- ・ 無断キャンセルが続くとご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 緊急時のご利用については、各保育所へご相談ください。

子育て支援事業

市内の認可保育所では、地域に開かれた保育所として子育て支援事業を実施しています。

保育所によって実施内容や実施日等が異なります。詳細については各保育所にご確認ください。

《主な事業内容》

- 育児相談 ---- 育児についての悩みや不安があれば、気軽にご相談ください。
- 園庭開放 ---- 保育所の園庭を開放します。園庭の遊具を使って親子で自由に遊びましょう。
- 体験保育 ---- 保育所生活を親子で体験することが出来ます。
- 子育て講座 ---- 子育てに関する講座を開いています。

ファミリーサポート

「子育ての応援をしてほしい」「子育ての応援をしたい」という人が、依頼、提供、両方のいずれかの会員に登録し、お互いを助け合いながら育児の相互援助活動を行います。

宝塚市ファミリーサポートセンター

所在地 : 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号 フレミラ宝塚2階

問い合わせ先 : TEL : 0797-85-4535 FAX : 0797-86-5755

開所時間 : 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時

※日曜日・祝日・年末年始は休み



病児保育

病気中や病気・けがの回復期で集団保育が困難であり、仕事等の事情で家庭での保育が困難な児童を一時的にお預かりします。保育施設在籍以外の方でもご利用になれます。（ホームページID：1000545）

対象となる病気

1. 風邪、感染性胃腸炎等、子どもが日常的にかかる病気
2. 風疹、水痘等の伝染性疾患（ただし、麻疹、シラミ、疥癬(かいせん)の場合利用できません）
3. 喘息等の慢性疾患
4. 骨折・熱傷等の外傷性疾患



実施施設

チャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカ
病児保育室「エンジェルスマイル」

電話番号 (0797) 83-1168

施設概要

場所 --- 宝塚市武庫川町6-22
ザ タカラヅカテラス 2F

開園日 --- 月曜日～金曜日
開園時間 --- 7時30分から18時00分
休園日 --- 土・日・祝日、12/29～1/3は休み
対象児童 --- 満4か月～小学校6年生
※市外在住の方利用可能。市内在住の方優先

定員 --- 9名
予約 --- 月～金曜日 16:00～18:00
日曜日 9:00～12:00
利用前日にご予約ください。
前日が祝日の場合は、当日の7:30から受付。
定員に空きがある場合は、当日予約可能です。

その他 --- アレルギー除去食の離乳食対応不可
※アレルギーのある方は昼食とおやつをご持参ください。
※離乳食が必要な場合はご持参ください。

社会医療法人愛仁会 病児保育室
「ひまわりルーム」

電話番号 (0797) 80-4170

施設概要

場所 --- 宝塚市中筋2-10-11
あいわクリニック 2階

開園日 --- 月曜日～土曜日
開園時間 --- 7時30分から18時00分
休園日 --- 日・祝日、12/29～1/3は休み
対象児童 --- 宝塚市在住の満10か月～小学校6年生

定員 --- 3名
予約 --- 月～金曜日 7:30～18:00
土曜日 7:30～12:00
土曜日の当日受付は7:30～10:00
利用日の2日前から予約可能です。
月曜日予約は、土曜日7:30から受付します。

その他 --- アレルギー除去食対応可能
※提供にあたり書類の提出が必要です。

利用料

		市内在住の方	市外在住の方
市町村民税 所得割課税額	48,600円以上	2,000円	4,000円 エンジェルスマイルのみ 市外の方利用可能
	48,600円未満	1,000円	
市町村民税非課税世帯		0円	
生活保護世帯		0円	

給食費

昼食300円～ おやつ1食 100円～（施設により異なる）

利用の流れ



(1) 医療機関を受診し、「病児保育事業利用紹介書」の発行を受けてください。



(2) 利用を希望する施設に連絡し、利用可能か確認のうえ予約をしてください。
※複数施設への予約はご遠慮ください。



(3) 利用当日、各施設にて利用申請書を記入し、紹介書を添えて申し込んでください。

預かり保育や認可外保育施設の無償化について

幼稚園の預かり保育※や認可外保育施設でも、保育の必要性が認められた方には、利用料が一部又は全額無償になる制度があります。

※預かり保育とは
幼稚園の通常の教育時間（例：午前9時から午後2時）以外の時間に、お子様をお預かりする保育のことです。

01：保育の必要性の認定区分

年齢に応じて認定区分が異なります。保育の必要性についてはP.01をご確認ください。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
新2号認定	3～5歳児	必要	【預かり保育】 (幼稚園 又は認定こども園) + 預かり保育
新3号認定	0～2歳児 (住民税非課税世帯のみ)		【認可外保育施設等】 指定保育所、認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、保育所等の一時預かり事業※ ¹ 、病児保育事業、ファミリーサポート事業※ ² など ※1 企業主導型保育事業の一時預かりの場合、無償化の対象にならない場合があります。 あらかじめ対象施設に確認してください。 ※2 預かり利用が対象。預かりに伴う送迎についても対象。ただし送迎のみの利用は対象外

02：無償化される内容

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた場合、利用料が一部又は全額無償になります。

預かり保育

利用日数に応じて 月額 11,300 円（住民税非課税世帯の満 3 歳児は月額 16,300 円）を上限に預かり保育の利用料が無償となります。

次の①、②の金額のうち、一番低い金額を給付します。

年齢クラス	金額
満3歳児 (住民税非課税世帯のみ)	①利用日数×日額450円（上限：月額16,300円） ②施設に支払った預かり保育料
3～5歳児	①利用日数×日額450円（上限：月額11,300円） ②施設に支払った預かり保育料

※施設によっては預かり時間・利用日数に上限あり（詳細は各園にご確認ください）

認可外保育施設等

月額 37,000 円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月額 42,000 円）を上限に保育料が無償化となります。ただし、延長保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費、ファミリーサポートの交通費 などは無償化の対象外となります。

年齢クラス	金額
0～2歳児 (住民税非課税世帯のみ)	月額上限42,000 円まで無償化
3～5歳児	月額上限37,000 円まで無償化

03：利用方法

（1）新2号・新3号の認定申請を受ける。（申請日の翌月1日から認定です。いかなる場合も認定開始日の遡及はできません。）

認定を希望する月の前月の20日までに、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）」と「保育の必要性に関する書類（就労証明書等）」を、利用施設にご提出ください。20日以降につきましては、認定を希望する月の前月末日（その日が市役所開庁日のときは、その直前の市役所開庁日）までに直接保育事業課までご提出ください。

※4月の新2号・新3号の新規認定申請のみ別途締切日を設定していますので、ご利用中の施設又は保育事業課へお尋ねください。

※保育所入所申請と新2号・新3号認定申請の締切は異なりますので、注意してください。

※認可保育所の入所申込みをしていて、すでに有効な就労証明書等を提出されている場合は、申請時に書類の添付を省略可能です。

添付書類の省略が可能かどうかは保育事業課へご確認ください。

（2）施設から領収書兼提供証明書を受け取り、市へ給付申請の手続きをする。

認定は宝塚市が行い、施設を通じてお知らせします。

請求の手続きには、以下の書類を保育事業課の窓口にて持参又は郵送でご提出ください。

① 施設に支払った保育料や利用日数が分かる領収証兼提供証明書（市所定の様式）

② 請求書（市所定の様式）

※領収証兼提供証明書は在籍している又は利用している施設で受け取ってください。

※請求書については、初回のみ認定通知書に同封します。2回目以降の請求には、市のホームページからダウンロードしていただくか保育事業課窓口にてお渡しします。

（3）後日宝塚市より、預かり保育料が還付される（上限あり）

支払い方法に関しては、請求書に記入された銀行口座に振込みいたします。

受付日	支払日（予定）
5/1～ 7/31	8月末ごろ
8/1～ 10/31	11月末ごろ
11/1～ 1/31	2月末ごろ
2/1～ 4/30	5月末ごろ



支払いが3か月に1度しかないため
請求期限にご注意ください。

制度の詳細・必要書類については
下記の2次元コードより
ご確認ください。



※請求期間最終日が土日祝と重なる場合は、直前の市役所開庁日までにご提出ください。

※利用月の翌月1日から2年間は請求できますので、まとめて請求いただくことも可能です。

また時効日（利用月の末日の2年後の日）が市役所の開庁日の場合は、その翌開庁日が期限となります。